相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市南手城町四丁目一一番、最後の住所広島県福山市南手城町四丁目一一番二二―七〇四号　被相続人　亡　岡本　ヒナ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十四日

事務所広島県福山市元町六番一一号ＩＬＹＡ福山フロントビル五階ふくやま駅前通り法律事務所

相続財産管理人　弁護士　成田　学

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡添田町大字添田一〇五六番地五、最後の住所福岡県田川郡添田町大字添田二四二三番地の一

被相続人　亡　北村　昌樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十四日

福岡県直方市須崎町三―三七竹田ビル五階

相続財産管理人　弁護士　山本　健太

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十九年四月十四日

一、墳墓等所在地　三重県鳥羽市畔蛸町三〇八番地

一、墳墓等の名称　西明寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　三重県鳥羽市畔蛸町一九一番地　西明寺住職　星見　秀栄

無縁墳墓等改葬公告

土地整理のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則第三条により、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十九年四月十四日

一、墳墓等所在地　和歌山県新宮市佐野七〇八

一、墳墓等の名称　不明

一、死亡者の本籍及び氏名　不明

一、改葬を行おうとする者　和歌山県新宮市佐野七〇七　大野　修秀

任意清算公告

当社は、平成二十九年一月三十一日をもって解散し、同年三月二十四日に会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十九年四月十四日

新潟県上越市板倉区熊川八一八番地七

合資会社林自転車店

代表社員　林　進

債権申出の公告

当行は、金融庁長官による平成二十九年二月九日付金監第二九七号により、銀行業の廃止が認可されたことに基づき、英国エジンバラ市セントアンドルースクエア三六番地イーエイチ二・二ワイビーに本店を有する当行の東京支店を平成二十九年三月十四日をもって廃止したので、当行の右支店に債権を有する方は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目六番二号新丸の内センタービル

ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー東京支店

清算人　澤野　正明

連絡先　東京都千代田区丸の内二丁目二番二号丸の内三井ビル　シティユーワ法律事務所

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十四日

神奈川県横浜市中区翁町一丁目六番六号

神奈川県自動車整備厚生年金基金

代表清算人　多田　愼二

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十九年四月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十九年四月十四日

東京都文京区大塚三丁目五番一〇号

株式会社サンプラネット

確定給付企業年金清算人　依田　房親

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年４月14日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社富士トレーダー　②東京都知事(1)96992　③代表取締役　西山由之　④東京都町田市野津田町1000番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都町田市野津田町1000番地　株式会社キャピタル

代表取締役　西山由之

①有限会社竜華　②神奈川県知事(8)13966　③代表取締役　錦織萬知子　④神奈川県鎌倉市山ノ内1531番地　⑤割引国庫債券1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県鎌倉市山ノ内1531番地　有限会社竜華　代表取締役　錦織萬知子

①ケイホーム　②京都府知事(3)11568　③姜英明　④京都市西京区大原野北春日町592―1　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都市西京区大原野北春日町592―1　ケイホーム　姜英明

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月三十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

平成二十九年四月十四日

東京都墨田区両国三丁目二五番五号

全日本冠婚葬祭互助会厚生年金基金

代表清算人　杉山雄吉郎

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月三十一日付にて解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月十四日

東京都杉並区西荻北三丁目一二番二号

日本電子回路厚生年金基金

代表清算人　矢野　和昭